

# 再生可能エネルギー発電設備設置事業に係る 許可制度・届出制度について

平成29年4月1日から足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（以下「条例」という。）が施行され、標記の許可制度・届出制度が始まりました。

事業区域が次に掲げる「保全地区」に該当する場合、事業面積にかかわらず条例に基づく許可の取得が必要になります。

また、「保全地区」に該当しなくても、事業面積が1,000㎡以上の場合は、条例に基づく届出が必要になります。

「保全地区」に該当するかどうかは、各所管部署に確認してください。

《保全地区及び所管部署》	
① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	栃木県安足土木事務所
② 砂防指定地	栃木県安足土木事務所
③ 河川区域及び河川保全区域	国土交通省渡良瀬川河川事務所、栃木県安足土木事務所
④ 風致地区	都市政策課（本庁舎5階）
⑤ 鳥獣保護区及び特別保護地区	農林整備課（別館3階）
⑥ 史跡、名勝、天然記念物等	文化課（別館2階）
⑦ 県立自然公園	農林整備課（別館3階）
⑧ 上記以外に市長が指定する地域	(1) 足利学校・鑿阿寺周辺地区 (2) 史跡樺崎寺跡周辺地区 (3) 建築物の敷地又は道路の区域に隣接する山林地区 (4) 旧宅地造成工事規制区域（山川地区、東山地区、両崖地区、浅間山地区） 都市政策課（本庁舎5階）